

期末から早期適用する際の検討事項は？

時価算定基準の 会計・開示のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

岡田 成章

はじめに

●「時価の算定に関する会計基準」は、金融商品等における時価の算定方法を明確にすることにより国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させることを目的としている。

●12月決算会社が期末から本会計基準を早期適用する場合は、金融商品等の時価算定方法の変更および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示について、経過措置を考慮して検討する必要がある。

本稿では、12月決算会社が期末から企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」を早期適用する場合、2020年12月末に適用される本会計基準の概要を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。本稿では、各会計基準等を次のように略称とする。

・2019年7月公表企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会計基準」という)

・2019年7月改正企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計

基準」(以下、「棚卸資産会計基準」という)

・2019年7月改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)

・2019年7月公表企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という)

・2019年7月改正企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、「金融商品時価開示適用指針」という)

また同様に、日本公認会計士協会の実務指針を次のような略称とする。

・2019年7月改正会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処

理に関する実務指針」(以下、「外貨建取引等実務指針」という)

・2019年7月改正会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」という)

時価算定会計基準の基本的な考え方

時価算定会計基準は、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 13号「公正価値測定」(以下、「IFRS 13号」という)の定めを基本的にすべて取り入れることとしている。ただし、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとしている(時価算定会計基準24項)。

また、IFRS 13号では公正価値という用語が用いられているが、時価算定会計基準では、わが国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮し、時価という用語を用いている(時価算定会計基準25項)。